

蟹江町狭あい道路の拡幅整備に関する要綱

令和4年3月31日

要綱第12号

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定めることにより、安全で良好な居住環境の確保及び災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- (1) 狹あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路であって町長がこの要綱の規定を適用する必要があると認めた道路の中心線から水平距離2メートル未満のものをいう。
- (2) 敷地後退線 狹あい道路の中心線から水平距離2メートル以上（当該狭あい道路がその中心線からの水平距離2メートル未満でがけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合は、当該がけ地等と道路の境界線から道路側に水平距離4メートル以上）の線をいう。
- (3) 後退用地 狹あい道路と敷地後退線との間にある土地をいう。
- (4) 隅切り用地 狹あい道路と他の道路が同一平面上で交差、接続又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度を超える場合を除く。）に設ける角地をいう。この場合において、敷地後退線又は道路境界線に接する辺の長さについては、3メートル以上（道路拡幅計画等がある場合は、当該計画の値）とする。
- (5) 後退用地等 後退用地及び隅切り用地をいう。
- (6) 拡幅整備 後退用地等を通行上及び避難上支障がない道路形態に整備することをいう。
- (7) 建築行為 法第2条第1号に規定する建築物、法第88条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

(8) 建築主等 狹あい道路に接する敷地（以下「敷地」という。）に建築物を建築しようとする法第2条第16号に規定する建築主及び敷地について所有権、借地権その他の土地の使用又は収益をする権利を有する土地所有者をいう。

(9) 後退支障物件 後退用地等内に存在する門、塀、フェンス、生垣、配管等道路築造に支障のあるものをいう。

（狭あい協議）

第3条 建築主等は、後退用地を道路として使用することについてあらかじめ町長と協議しなければならない。

（道路境界確定）

第4条 建築主等は、前条の協議の前に蟹江町公共用地境界確認事務取扱要領（平成24年蟹江町要綱第5号）に基づき、道路境界を確定しなければならない。

2 道路境界が確定に至らない場合は、別に町長と協議するものとする。

（協議に関する手続き）

第5条 建築主等は次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、当該行為を行おうとする30日前までに後退用地について町長と協議しなければならない。

(1) 法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出

(2) 法第18条第2項の規定による通知（法第88条において準用する場合を含む。）

(3) 後退用地の利用方法又は形態を変更しようとするときに、当該変更に関する法令に基づく許可等の申請又は届出

2 前項の規定による協議は、後退用地等に関する事前協議書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が添付する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 位置図

(2) 公図の写し

(3) 全部事項証明書

(4) 道路後退計画図

(5) 後退用地等の位置を図示した現況写真

(6) その他町長が必要と認める書類

(内容審査及び通知)

第6条 町長は、前条の事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、後退用地等に関する協議結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(協議内容の変更)

第7条 建築主等は、事前協議を終えた後、その内容を変更しようとする場合は、後退用地等に関する変更協議書（様式第3号）を提出しなければならない。

(後退用地等の寄附)

第8条 建築主等は、後退用地等を町へ寄附するものとする。

2 前項の寄附は、蟹江町私道等寄附採納要綱（令和4年要綱第13号）の規定に基づくものとする。

(後退用地等の使用承諾等)

第9条 前条の規定にかかわらず、建築主等が後退用地等を寄附しないときは、町は当該用地を無償で使用するものとし、建築主等は、後退用地等無償使用承諾書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 前項の場合において、建築主等は当該用地を第三者に譲渡等するときは、その者に当該用地の権利を承継させなければならない。

(後退用地等の明示)

第10条 建築主等は、前条の規定により後退用地等の無償使用を承諾するときは、敷地後退線に町が支給する後退杭を設置し、後退用地等を明示しなければならない。ただし、敷地の状況等により後退杭が設置できないと町長が認めるときは、この限りでない。

(助成金及び奨励金)

第11条 町長は、建築主等から第8条の規定による寄附又は第9条の規定による使用承諾があった場合においては、別表1で定める額の助成金を交付するものとする。

2 町長は、前項の規定のうち隅切り用地を町に寄附した者に対し、別に別表

- 2で定める額の奨励金を交付するものとする。
- 3 前2項の助成金又は奨励金（以下「助成金等」という。）の交付を受けようとする者は、狭あい道路助成金等交付申請書（様式第5号）に次に掲げるいずれかの図書を添えて町長に提出しなければならない。
- (1) 確定測量費等測量に係る見積書及び請求書の写し
 - (2) 後退用地内支障物件の除去等に要した費用がわかる資料
 - (3) その他助成金等の額の算出の基礎となる資料
- 4 前項に規定するもののほか、助成金等の交付に関しては、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるところによるものとする。
- （助成金等の交付決定の取消し）
- 第12条 町長は、助成金等の交付決定を受けた者が偽りその他不正行為等により当該助成金等の交付決定を受けたと認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （助成金等の返還）
- 第13条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金等が交付されているときは、期限を定め、助成金等の全部又は一部の返還を命じることができる。
- （適用除外）
- 第14条 第9条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金等を交付しない。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可を受けようとする開発行為の区域内に存在する場合
 - (2) 自己の居住用又は自己の業務用に供する目的以外で建築行為を行う場合
 - (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業を施行する場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不適当と認める場合
- （その他）
- 第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第11条関係）

項目	補助率（額）	限度額
後退用地を確定するため に行った測量及び後退支 障物件の除去等に要する 費用の合計	2分の1以内	10万円

蟹江町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱により補助対象となるブロック塀等は対象外とする。

別表2（第11条関係）

項目	補助率（額）	限度額
隅切り用地の寄附	固定資産税評価額に基 づき算出した額の2分 の1以内	5万円